

国立大学法人大分大学年俸制適用教員業績評価細則

平成27年3月26日制定

平成27年細則第7号

(趣旨)

第1条 この細則は、国立大学法人大分大学年俸制適用教員給与規程(平成26年規程第41号。以下「年俸制給与規程」という。)第5条第4項の規定により、年俸制適用教員(以下「被評価者」という。)の業績評価に関し必要な事項を定める。

(実施単位及び組織)

第2条 被評価者の業績評価の実施単位は、国立大学法人大分大学部局を定める規程(平成16年規程第14号)第2条第3項第1号に定める部局等(以下「部局等」という。)とする。

2 部局等の長は、業績評価を実施するための組織(以下「評価組織」という。)を置くことができる。

(評価者及び調整者)

第3条 評価者とは、被評価者を評価する者で、部局等の長が別に定める。

2 調整者とは、評価者が行った評価を調整する者で、部局等の長とする。

(評価期間及び対象者等)

第4条 評価は毎年度実施し、評価の対象となる期間(以下「評価期間」という。)は、4月1日から翌年の3月31日までの在職期間とする。ただし、次の各号に該当する者は、評価を実施しない。

- (1) 評価期間が6か月に満たない者
- (2) 評価期間中に退職した者
- (3) その他学長が評価を実施しないことが適当と認める者

2 前項ただし書により、評価を実施しない者の年俸制給与規程別表第2に定める評価区分(以下「評価区分」という。)は、標準とする。

(評価項目及び評価調書)

第5条 評価は、教育、研究、社会貢献、管理運営及び診療の五つの評価項目により実施するものとする。

2 前項の項目の詳細は、別表第1を参考とし、必要に応じて調整者が別に定めることができる。

3 評価項目は2項目以上を選択し、及び各項目の詳細については2項目以上を選択しなければならない。

4 業績評価は、様式第1号の業績評価調書により実施する。

(評価基準等)

第6条 被評価者の年度目標に対する達成度は次表の区分により決定する。

達成度	基準
5	目標を大幅に上回った
4	目標を上回った
3	目標を達成した（標準）
2	目標を下回った
1	目標を大幅に下回った

- 2 調整者は、前項の基準に具体的な指標を定めるものとする。
- 3 各評価項目の詳細の割合は、被評価者の職種及び職務の特殊性、専門性等を考慮し、組織又は個人ごとに設定する。ただし、当該割合の合計は100%となるように設定する。
- 4 評価点は、評価項目の詳細ごとに、第1項で定める達成度の数に、評価項目の詳細ごとの割合を乗じて得た数の合計点とする。

（評価区分の総数等）

第7条 評価区分を決定する被評価者の総数に占める被評価者の数の割合は、次の各号に掲げる割合とする。

- (1) S 100分の3以内
 - (2) A 100分の7以内
 - (3) B 100分の10以内
 - (4) C 100分の30以内
- 2 前項に掲げる割合は、上位の評価区分の割合を下位の評価区分の割合に加算することができる。
 - 3 評価区分のSSの基準及び被評価者の総数に占める割合は、学長が別に定める。

（評価の実施方法）

第8条 被評価者は、評価期間の開始後、速やかに業績評価調書を記載し、評価者に提出する。

- 2 評価者は、提出された業績評価調書を基に被評価者と面談の上、当該調書を確定させ、必要に応じて調整者に報告する。
- 3 前項の場合において、調整者は、被評価者及び評価者に当該調書の見直しを命じることができる。
- 4 被評価者は、不測の事態が生じた場合には、評価者及び調整者の合意の上、第2項で確定させた業績評価調書を変更することができる。
- 5 被評価者は、評価期間終了時に業績評価調書に自己評価結果を記入し、根拠資料と併せて評価者に提出する。
- 6 評価者は、提出された業績評価調書を基に被評価者と面談の上、評価者評価を決定し、被評価者の確認を得て調整者に報告する。あわせて、評価者は、被評価者に指導・助言を行う。

- 7 調整者は、前項で報告された業績評価調書の評価結果に意見がある場合は、評価者及び被評価者並びに必要なに応じて第三者と面談を行い、評価者に見直しを命じることができる。
- 8 調整者は、決定された業績評価調書及び様式第2号の評価区分推薦書を、被評価者の確認を得た上で役員会へ報告する。
- 9 前項の評価区分の推薦に当たっては、次表の区分を目安とする。

評価点	評価区分の 目安
4. 8以上～	S候補
4. 4以上～	A候補
3. 9以上～	B候補
3. 4以上～	C候補
2. 7以上～	標準以上
1. 9以上～2. 7未満	D候補
1. 0以上～1. 9未満	E候補

- 10 評価者及び調整者は、必要なに応じて第2条に規定する評価組織に意見を求めることができる。

(役員会による評価及び評価結果の通知)

第9条 役員会は、調整者から報告があった業績評価調書等に基づき総合評価を行い、評価区分を決定する。

- 2 前項の場合において、役員会は、調整者に資料の提出を求め、面談等を実施することができる。
- 3 役員会は、第1項で決定した評価区分に対して説明責任を負うとともに、これを調整者及び被評価者に通知する。

(懲戒等による評価区分)

第10条 次の各号に掲げる職員の評価区分は、当該各号に定める評価区分に決定するものとする。

- (1) 評価期間において訓告及び嚴重注意を受けた職員 第9条第1項で決定した評価区分の1区分下位の区分
- (2) 国立大学法人大分大学職員就業規則（平成16年規則第5号。以下「就業規則」という。）第63条に規定する懲戒処分を受けた職員（次項において規定するものを除く。）
E
- (3) 就業規則第63条に規定する懲戒処分を受けた職員（その対象となった事実の勤務成績に及ぼす影響の程度が著しいと役員会が認めるもの。） F

(不服の申立て)

第11条 被評価者は、第9条第1項の規定により決定された自身の評価結果について不服がある場合は、原則として30日以内に国立大学法人大分大学苦情処理委員会へ申し立てることができる。

(雑則)

第12条 この細則に定めるもののほか、年俸制適用教員の業績評価の実施に関し必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

この細則は、平成27年3月26日から施行する。

附 則 (平成31年細則第1号)

この細則は、令和元年5月1日から施行する。

別表第1（第5条関係）

評価項目	評価項目の詳細
教育	入学受験者の確保に関する貢献，入試に関する貢献，教育方法等の改善，授業への貢献，学生指導，卒業生の進路に関する指導等
研究	論文の発表，科学研究費の獲得，その他の外部資金の獲得等
社会貢献	国・地方公共団体における審議会等の委員就任，学会の運営に関する活動，公開講座等の講師担当，その他の地域活動，国際活動等
管理運営	全学及び部局委員会の担当，その他の管理運営業務等
診療	外来・入院患者への診療，病院管理業務への貢献（病棟管理業務），治験への貢献（運営，データ処理等含む），先進医療への貢献，臨床研究への貢献等

年度 年俸制適用教員業績評価調書

ふりがな	
氏名	
職種	
所属	

項目	割合%	項目の詳細	割合% (詳細)	具体的目標	達成度 (自己評価)	達成度 (評価者評価)	評価点
教育		①		目標			
				期間終了後、被評価者が達成状況を記入			
				期間終了後、評価者が所見を記入			
	②			目標			
				期間終了後、被評価者が達成状況を記入			
				期間終了後、評価者が所見を記入			
研究	0	①		目標			
				期間終了後、被評価者が達成状況を記入			
				期間終了後、評価者が所見を記入			
	②			目標			
				期間終了後、被評価者が達成状況を記入			
				期間終了後、評価者が所見を記入			
社会貢献	0	①		目標			
				期間終了後、被評価者が達成状況を記入			
				期間終了後、評価者が所見を記入			
	②			目標			
				期間終了後、被評価者が達成状況を記入			
				期間終了後、評価者が所見を記入			

管理運営	0	①	目標			
			期間終了後、被評価者が達成状況を記入			
			期間終了後、評価者が所見を記入			
	0	②	目標			
			期間終了後、被評価者が達成状況を記入			
			期間終了後、評価者が所見を記入			
診療	0	①	目標			
			期間終了後、被評価者が達成状況を記入			
			期間終了後、評価者が所見を記入			
	0	②	目標			
			期間終了後、被評価者が達成状況を記入			
			期間終了後、評価者が所見を記入			
0	合計					

特記事項	上記評価項目以外に特記事項があれば記入
------	---------------------

評価者記入欄	総合所見を記入
--------	---------

評価者氏名		評価点	
評価者と面談を実施し、上記評価結果を了承しました。		被評価者氏名	
評価者の評価結果を確認しました。		調整者氏名	

